

社会福祉法人 宙福社会

評 議 員 役 員 手 当 旅 費 規 程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 宙福社会（以下法人という）の評議員、理事及び監事（以下役員という）が、評議員会、理事会及び監事会（以下役員会という）に出席したときの手当、及び役員が法人の業務に関して出張する際の旅費等の支給に関して必要な事項を定める。

(評議員会、役員会手当)

第2条 評議員及び役員が、評議員会または役員会に出席したときは、1日あたり源泉徴収額を控除して10,000円の手当を支給する。但し、常勤職員を兼ねる評議員及び役員には手当を支給しない。

(役員出張)

第3条 理事長は、役員に出張を命じることができる。

(旅費)

第4条 役員が出張をした時には、次の旅費を支給する。本規定に定めるものの他は、法人旅費規程によるものとし、理事長が決済する。

交通費は、普通運賃の実費を支給する。

日当、基準宿泊費は次のとおりとする。

	日当	基準宿泊費
理事長	8,000円	13,000円
役員	4,000円	11,000円

附則

この規定は、平成27年12月14日より実施する。

この規定は、平成29年6月29日より実施する。